

## 令和8年第5回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年5月27日（水）16時28分から17時15分

2. 場 所 農工センター 3階 文化ホール

3. 出席委員（8人）

会長	8番	小川	進
委員	2番	秋山	譲二
	3番	酒井	笑子
	4番	原	亜由美
	5番	小笠原	章仁
	6番	北村	栄治
	7番	上池	如夫
	9番	宮川	利重

欠席委員	1番	小松	真嗣
	10番	三谷	晴喜

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第10号 農地法第3条による許可申請について

第3 議案第11号 農地法第3条による許可申請について

第4 農業振興整備計画の変更について

第5 その他

5. 会議に出席したもの

事務局長 石川 裕之

事務局書記 小森 紳

産業建設課 宮崎 滉大

6. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和8年第5回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、三谷晴喜委員、小松真嗣委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、2番秋山譲二委員、3番酒井笑子委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第10号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

事務局書記より説明します。

資料1 ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■■■■番を含む全3筆となっており、申請地の場所・状況は18ページから20ページの資料と、本日お配りしている資料1から5ページとなります。登記地目、現況地目ともに3筆すべて畑、面積は合計3,369㎡です。

申請理由は贈与で、譲渡人、譲受人は1ページに記載のとおりです。

令和8年5月22日に譲受人の立会いのもと酒井委員と事務局石川、小森で現地を確認しています。

お手元に配布しております追加資料6ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、元の申請資料8ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、8ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の6ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月22日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第10号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井委員〕

はい、3番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

4番原です。

登記簿を確認し、2分の1登記の■■■■■さんという方が記載されているが、申請書には名前が無く、代わりに■■■■■さんという方の名前があるのはどういう理由でしょうか。

〔事務局〕

ご説明が不足しており、申し訳ありません。登記簿に記載のある■■■■■さんの娘にあたる方が■■■■■さんになります。今回相続未登記の農地となっており、代表として■■■■■さんに申請書の自署をいただいているということになります。

〔原委員〕

それにあたっての添付資料はないでしょうか。

〔事務局〕

同意書等の添付はできておりませんでしたので、保管させていただきます。

〔原委員〕

では、今回のタイミングでは判断ができかねます。資料を事務局で保管したうえで、再度諮っていただきたいです。

〔事務局〕

承知しました。資料を保管して次回の総会で再度諮りなおします。

〔原委員〕

それと、今回の添付写真については、耕作される前提でよかったでしょうか。すぐに非農地証明の申請にならないでしょうか。

〔事務局〕

耕作をすることを前提とした話を受けています。

〔上池委員〕

場所が分からない。

〔酒井委員〕

譲受人についての説明（もともと[REDACTED]に住んでいた等）および地図等をもとに場所を補足説明。

〔上池委員〕

住所が[REDACTED]と記載になっているので、どうかなと思っています。

〔事務局〕

今回の所有権移転で農地だけでなく宅地を見込んでいたはずなため、ゆくゆくは帰ってくるとか、移住も見込んでいと聞いています。

〔議長〕

それではこの案件については資料ができた時点で採決としたいと思います。

それでは日程第3議案第11号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料は21ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町[REDACTED]を含む全3筆となっており、申請地の場所・状況は34ページから40ページに付けています。登記地目は全て田、現況地目は3筆すべて畑、面積は合計4,463㎡です。

本件は一部を保全管理のみとすることを見込んでおり、27ページの作付け予定面積は総面積との乖離がありますが、あくまで栽培に使用する面積を記載しています。

申請理由は使用貸借で、貸出人、借受人は21ページに記載のとおりです。

令和8年5月12日に借受人の立会いのもと三谷委員と事務局石川、小森で現地を確認しています。

お手元の資料28ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、現在借受人は岩原地区方面に多数の農地

を所有しています。しかし、地目上農地とされる土地の多くは急傾斜地であり、耕作が難しい部分については保全管理の状態となっています。耕作が比較的可能な平場については問題なく耕作をされており、保有する農地および本件該当地の効率的な管理、耕作は可能と見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、借受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、27ページの耕作計画書にもありまして、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の25ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては5月12日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第11号について、担当委員の説明を求めます。

〔事務局書記〕

本日は担当委員の三谷委員が欠席であるため、事務局が代読いたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第11号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4に移ります。  
事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料41から92までとなります。農業振興地域整備計画の変更となります。今回の変更内容については編入案件30件63筆、除外案件7件27筆、となっております。

編入案件につきましては、中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。除外案件につきましては、除外後非農地証明を申請するものとなっております。51ページ目から現地に関する資料を添付しておりますのでご確認ください。今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、編入88,166㎡、除外15,470㎡となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第5、その他の件について事務局に報告を求めます。

(以下報告内容及び決定事項)

・農業委員会の担当地区割について

変更案：酒井委員担当区域（怒田、南大王、三津子野）を秋山委員の管轄へ

決定事項：変更なし

※今後、都度都度の変更は収集がつかなくなるため、変更を行うのであれば全体の見直しを含め総会にて協議から行うこととする

・農業者年金加入推進部長について

→酒井委員に決定

・農地交換会について

・暮らしフェアへの出展について

・次回6月総会の日程については、6月24日（水）10時からを予定しております。

それでは以上をもちまして、令和8年第5回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。  
おつかれさまでした。

署名委員 2番 \_\_\_\_\_

署名委員 3番 \_\_\_\_\_